

# ヤマダ セゾンカードローン規約

## ヤマダ セゾンカードローン特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ヤマダフィナンシャルと提携して発行するローンカードをヤマダセゾンカードローン(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカードローン規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社がセゾンカードローン規約第1条に定める本会員または家族会員として本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。

### 第3条(カード規約)

本カードについては、セゾンカードローン規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第4条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容をご承諾いただいたものとみなします。